平成２２年（フ）第７５７５号
大阪市住吉区苅田９丁目13番５―401号
破産者　多屋　弘之
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２３号
大阪府八尾市郡川５丁目61番地　パインハウス102号
破産者　加藤　光治
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８号
大阪市城東区古市１丁目９番１―106号
破産者　児玉　晃仁
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５号
奈良県北葛城郡河合町中山台１丁目７番地７
破産者　清金　銀也
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２３号
奈良市学園大和町６丁目708番地の１　429号
破産者　髙倉　光史
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３３号
兵庫県伊丹市春日丘６―73、住民票上の住所大阪府豊中市寺内２丁目２番22―403号
破産者　松浦日出丈
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０８号
大阪市住吉区遠里小野１丁目11番10―808号
破産者　田伏　国弘
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３号
大阪府南河内郡河南町大字加納209番地の１
破産者　阪口ミチコ
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６７号
堺市南区竹城台１丁２番38―106号
破産者　合田　一子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３１８号
堺市西区鳳南町５丁680番地
破産者　遠藤　　充
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７２号
堺市南区三木閉１番地１プラシード・アロッジオ106号、開始決定時の住所堺市南区野々井908番地10
破産者　うちだ工業こと　内田　哲夫
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６０号
大阪府南河内郡河南町寛弘寺819、住民票上の住所大阪府富田林市山中田町２丁目９番３号
破産者　オートボデーヤマグチこと　山口　透
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３８号
堺市堺区香ヶ丘町４丁４番14号
破産者　小谷加保利
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８９号
堺市中区福田889番地７
破産者　谷埜皓一こと　谷埜　浩一
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
大阪府柏原市太平寺１丁目13番39号
破産者　小下　隆治
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
堺市南区茶山台２丁１番８―302号
破産者　小西　武憲
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３０１号
神戸市北区甲栄台４丁目７番56―14号、従前の住所神戸市北区泉台６丁目７番地４―103号
破産者　成尾　リエ
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１４号
神戸市須磨区青葉町２丁目２番６―501号
破産者　厚見　知子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
神戸市須磨区南落合４丁目１番　市営南落合住宅176棟1205号、開始決定時の住所神戸市垂水区霞ヶ丘４丁目４番４号
破産者　有元　政男
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部